

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応に関するお知らせ

2023/8/16

日頃は当社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月1日（日）より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されますので、同制度への当社対応（概要）につきましてお知らせいたします。

<インボイス制度とは>

2023年10月1日（日）より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が開始されます。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

（国税庁発行リーフレット「（令和4年12月改訂）消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます」より引用）

詳細は以下の国税庁公表サイトをご参照ください

[インボイス制度 国税庁公表サイト（外部サイトに遷移します）](#)

<インボイス制度への当社対応（概要）>

当社ではインボイス制度の対象となる課税取引のご利用について、ご利用明細書（印刷・ダウンロード用PDFデータ）を2023年10月以降のご請求分より、同制度の要件に対応できるようにいたします。（※）
※書面によっては2023年10月より前に同制度の要件に対応した形式に変更する場合がございます。

【当社適格請求書発行事業者登録番号のご案内】

auフィナンシャルサービス株式会社の登録番号は以下のとおりです。

適格請求書発行事業者登録番号：T5011001098778

[インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト（外部サイトに遷移します）](#)

<ご利用明細書の変更内容について>

・以下（イメージ）のとおりインボイス制度の要件に対応した形式に変更いたします。

※ご利用明細書（Web明細帳票PDF）のご利用明細をダウンロードされる際は、パソコンより、PDFファイルでのダウンロードをお願いいたします。

（CSVファイルはインボイス制度の要件に対応した形式に変更いたしません）

・インボイス制度の開始にともない当社が課税事業者としてご利用明細書に表示する項目（インボイス制

度の対象となる課税取引) は、年会費・明細書発行手数料・カード発行手数料・ETC 発行手数料・事務手数料・ATM ご利用料・海外でのご利用時の手数料です。

(お客さまが加盟店でご利用いただいたショッピングのご利用分は、インボイス制度の対象となる課税取引にはあたりません。)

【ご利用明細書(Web 明細帳票 PDF) イメージ】※実際のご利用明細書とは異なる場合がございます。

発行日 2023年10月5日

| ご利用明細書 | | (1/1) 枚 | | | | |
|--------------|-------|---------------|----------------------------|----------|-------|-----------|
| ご利用者 | ご利用日 | ご利用店名 | | 摘要 | | |
| | | 海外ご利用店名/海外都市名 | | ご利用金額(円) | 現地通貨 | 通貨名称 |
| 本人 (1030) | 〇/〇/〇 | *** | 通常払いご利用明細 ETCカード 再発行手数料 | *** | 1,100 | 内消費税 100円 |

・対象となる課税取引に対し、「内消費税」がわかるように記載いたします

| | | | | | |
|--|--|-----|-----------|-------|--|
| | | *** | 通常払いご利用合計 | 1,100 | *** |
| | | *** | 消費税課税対象合計 | *** | 10%対象 1,100円 内消費税 100 登録番号 T5011001098778 |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

- ・対象となる課税取引に対し、「消費税課税対象合計」を記載いたします
- ・「(当社適格請求書発行事業者)登録番号」を記載いたします